

「川口市工事検査要領」改正案対照表

改正後（令和5年4月1日～）	現行（令和5年3月31日まで）
<p>(検査の心構え) <u>第5条 検査員は、受発注者の対等性を遵守した上で、公平な態度及び判断により、契約の適正な履行を確保するため、厳正に検査を行わなければならない。</u></p> <p>(検査の方法) <u>第6条</u> (略)</p> <p>(検査の立会い) <u>第7条</u> (略)</p> <p>(手直し指示等) <u>第8条</u> (略)</p> <p>(その他の工事検査) <u>第9条</u> (略)</p> <p>(その他) <u>第10条</u> (略)</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(検査の方法) <u>第5条</u> (略)</p> <p>(検査の立会い) <u>第6条</u> (略)</p> <p>(手直し指示等) <u>第7条</u> (略)</p> <p>(その他の工事検査) <u>第8条</u> (略)</p> <p>(その他) <u>第9条</u> (略)</p>

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

※その他 文言の整理を行いました。

詳細につきましては、改正後の要領をご覧ください。